

## おいらせ町の地域づくり協議会とは

### (1) どれぐらいの規模でつくられるか？

- 基本的に小学校区単位、6組織以内。
- 同学区内の隣接する3町内会以上かつ人口2千人以上で組織可能。(最大10組織まで可)

百石小学校区	1組織	最大3組織
甲洋小学校区	1組織	
木ノ下小学校区	2組織	最大3組織
下田小学校区	1組織	
木内々小学校区	1組織	最大2組織
計	6組織	10組織

### (2) 活動拠点施設はどうか？

中央公民館・東公民館・北公民館の3施設を使用

- ①下田・木内々小学校区⇒ 中央公民館
- ②百石・甲洋小学校区 ⇒ 東公民館
- ③木ノ下小学校区 ⇒ 北公民館

### (3) 地域づくり協議会の認定は？

対象地域で、意思表示をしたとき（設立総会）の資料等を提出してもらう。

#### 【総会提案内容】

- ・規約、事業内容、組織体制、収支予算等、通常町内会の総会に提案する内容のもの。

### (4) 活動費は？

#### ①事務的経費

協議会の運営に必要な事務及び活動のための経費。

#### ②活動経費

協議会の事業計画に登載された次の事業に係る経費。

- ア 親睦事業
- イ 生活基盤又は環境整備事業
- ウ その他の地域づくりに資する事業

### (5) 事務的経費

①基本額 100,000円

②人口割 地域人口×10円

※①+②が上限額です。

※人口割の地域人口の基準は、住民基本台帳に基づく、対象地域の人口。

### (6) 活動経費

①均等割額 400,000円

②人口割額 地域人口×100円

③面積割額 地域面積km<sup>2</sup>×1万円

※①+②+③が上限額です。

### ○事業計画掲載事業とは？

協議会の事業計画に登載している地区計画事業

ア 親睦事業

地区内の親睦を図る目的で実施される催し物など。

イ 生活基盤又は環境整備事業

地区内の環境を整える目的で実施される整備事業など。

ウ その他地域づくりに資する事業

### ○活動経費の算定は？

ア 親睦事業助成額＝

(事業費－人件費)×70%

\*1事業につき、事業費から人件費を除いた額の7割以内の額を補助する。また、食糧費及び景品代上限額は事業費の3割以内とする。

イ 生活基盤等整備助成額＝

事業費－人件費－食糧費

ウ その他事業補助金額＝

事業費－人件費－食糧費

\*1事業につき、事業費から人件費及び食糧費を除いた額以内を補助する。ただし、参加者1人当たり500円以内の軽食に係る食糧費に限りこれを認める。